

経済産業省

20160427 九産保第 13 号

平成 28 年 5 月 9 日

保安管理業務受託者 殿

(電気事業法第 43 条第 1 項関係)

(電気事業法施行規則第 52 条第 2 項第 1 号関係)

九州産業保安監督部長

事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の依頼について

日頃は電力設備の保安にご協力を頂きありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく、固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しています。

最近、太陽電池パネル等の飛散事故が散見されており、昨年 9 月の台風 15 号の風による事故では、発電所構外に飛散した太陽電池パネルにより、多数の住宅や車両を損壊するという被害も発生しています。

これら被害の再発を防止するため、台風期前までに、設置者の責任において、太陽電池パネル等の飛散による被害防止のため、万全な対策が必要です。

貴殿におかれては、台風期前までに別記の留意事項を踏まえ、太陽電池発電設備の入念な点検を実施し、必要に応じて補強を行うことを設置者等に周知徹底し、遺漏なき対応を御願いたします。

なお、平成 28 年 4 月 1 日付けで電気関係報告規則が改正されており、50 kW 以上の太陽電池発電設備において、発電所構外へ太陽電池モジュール、架台等の飛散が発生した場合、事業用電気工作物の設置者には事故報告の義務が生じることがありますので、速やかに九州産業保安監督部へ報告してください。

また、万が一他者に被害が発生した場合には、刑事責任や民事責任が生じる場合があります。

引き続き、経済産業省では、太陽電池発電設備の安全対策を検討して参りますので、有効な対策などの意見や提案がありましたら下記問い合わせ先までお知らせ下さい。

[問い合わせ先]

九州産業保安監督部 電力安全課 新エネルギー班

電 話：092-482-5520

<点検に関する留意事項>

1. 点検時の体制について

- 「事業用電気工作物の設置者」においては、電気主任技術者の指導・監督のもと、安全を確保しながら点検を行うこと。

2. 点検に関して

- 太陽電池発電設備が電気設備の技術基準に適合していることを確認すること。
- 太陽電池発電設備の架台・基礎などが必要な強度を有している事を確認し、また構造、強度に影響する接合部にゆらみや破損がないことを確認すること。
- 太陽電池パネルの架台への接合部にゆらみや破損がないことを確認すること。
- 電力ケーブルやケーブルラック取付部に、ゆらみや破損がないことを確認すること。
- 柵やへい、遠隔監視装置などが、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- 太陽電池発電設備の点検後、対策の可否を判断し、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強などの飛散被害を防止する対策を行うこと。

【参考条文等】

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日 通商産業省令第52号）

第四条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

○電気関係報告規則（昭和40年6月15日通商産業省令第54号）

第三条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

（表中抜粋）

三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故